



戦没者などのご遺族の皆さんへ 第12回 特別弔慰金のお知らせ

☎ 福祉課 一般福祉係
☎ 932-1493 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線124)



戦後80周年にあたり、国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、国として弔意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金を支給します。

▶ **支給対象者**
戦没者などの死亡時のご遺族で、令和7年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合、ご遺族1人に支給します。該当者が複数の場合、優先順位は次のとおりです。

1. 弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者などの子
3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹(戦没者などと生計関係を有していた人)
4. 上記1から3以外の三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人)

※3と4の対象者は、戦没者の死亡時に生まれていることが前提です。

▶ **支給内容** 額面275,000円
(年額55,000円、5年償還の記名国債)

▶ **請求期間** 4月中旬(予定)～令和10年3月31日
※請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受け取ることができなくなります。



就学前特別支援教育説明会 および小学校見学のお知らせ

☎ 学校教育課 学校教育係
☎ 687-1594 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線272)



令和8年度の小学校入学にあたり、特別支援教育(特別支援学校・特別支援学級・通級による指導など)について、入学先の相談を希望する保護者を対象に、説明会と小学校見学を実施します。

説明会について

- ▶ **日時** 5月8日(木) 10時～11時
- ▶ **場所** 役場2階 保健センター
- ▶ **申込方法** 学校教育課に電話で申し込み(9時～17時、土日祝日を除く)
- ▶ **申込期間** 実施日の前日まで

小学校見学について

- ▶ **日時** 6月を予定
※日時が決定次第、須恵町ホームページおよび広報すえ5月号に掲載します。
- ▶ **場所** 須恵第一小学校、須恵第二小学校、須恵第三小学校



役場からの インフォメーション



固定資産の縦覧と閲覧ができます

☎ 税務課 賦課係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線136・140)



令和7年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧と、課税台帳(名寄帳)の閲覧ができます。

- ▶ **期間**
 - 縦覧 4月1日(火)～6月2日(月) (土日祝日を除く)
 - 閲覧 4月1日(火)以降 (土日祝日を除く)
- ▶ **時間** 8時30分～17時15分
- ▶ **場所** 役場1階 税務課窓口
- ▶ **その他**
 - 縦覧や閲覧ができる人は、固定資産税納税者などに限られます。
 - 納税者本人以外が申請するときは、本人からの委任状が必要です。
 - 来庁者本人が確認できる運転免許証などの書類が必要です。
- ▶ **縦覧・閲覧の役割**
 - 土地または家屋を所有する納税者は、縦覧帳簿で所有する資産と同一区内にある土地の評価額または家屋の評価額とを、比較することができます(土地のみの所有者は土地についてのみ、家屋のみの所有者は家屋についてのみ縦覧が可能です)。
 - 課税台帳(名寄帳)の閲覧で、所有する固定資産(土地、家屋、償却資産)を確認することができます。



令和7年度より軽自動車税の 納税証明書の発送を廃止します

☎ 税務課 徴収係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線133)



納税証明書がなくても、車検時にオンラインで納付情報を確認できるようになりました。これに伴い、口座振替やキャッシュレス納付により納付していた人へ6月に送付していた軽自動車税納税証明書(圧着ハガキ)の発送を令和7年度より廃止します。

- ▶ **納税証明書が必要な場合**
次のような場合は納税証明書が必要となりますので、役場1階 税務課で証明書の発行を行なってください。
 - 納付直後で、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)に納付状況が反映されていない場合
 - 中古車の購入直後である場合
 - 対象車両の名義変更をした直後である場合
 - 他の市町村へ住所変更をした直後である場合
 - 対象車両に過去の未納がある場合

⚠ **注意事項**
納付情報が役場に反映されるまで、数日から1週間かかります(期間は、納付方法によって異なります)。納付直後に納税証明書が必要な場合は、納付の事実が確認できる口座振替の通帳や領収日付印がある領収証書を持参の上、役場1階 税務課窓口で申請を行なってください。
また、納付書で納付する場合は、これまでと変わらず領収日付印がある納税通知書兼車検用納税証明書を証明書として使用できます。

令和7年の町税の納税が始まります



須恵町の町税の納税が5月から始まります。納付期限内の納付をお願いします。

各税目の対象者と納税通知書発送予定月

住民税



- 令和7年1月1日に須恵町に住民登録のある人が課税され、令和6年中の収入に応じて税額が決定されます。
- 通知書・納付書は**6月上旬ごろ**に発送します。

固定資産税



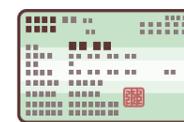
- 令和7年1月1日に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人に課税されます。
- 通知書・納付書は**4月下旬ごろ**に発送します。

軽自動車税



- 令和7年4月1日に軽自動車・バイクなどの所有を登録している人に課税されます。
- 通知書・納付書は**4月下旬ごろ**に発送します。

国民健康保険税



- 国民健康保険に加入している人の世帯主宛てにまとめて課税されます。
- 通知書・納付書は**6月中旬ごろ**に発送します。

※納付書を紛失した場合は、再発行しますので役場1階 税務課までご連絡ください。

納付方法



金融機関での納付



コンビニでの納付



口座振替



キャッシュレス決済



電子納付

納期限一覧

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期				3期			4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

納期限は各期の月末(月末が休日などの場合は翌平日)となります。

※12月のみ25日が納期限となります。

☎ 税務課 収納係 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線133・139)